

我孫子市子育て世帯への臨時特別給付支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯への臨時特別給付支援給付金（以下「支援給付金」という。）の支給事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者等)

第2条 この要綱に基づき支援給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、我孫子市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和3年告示第296号）に基づく給付金又は他の都道府県、市（特別区を含む。）若しくは福祉事務所を設置する町村から支給を受けた給付金に相当するもの（以下「給付金」という。）を対象児童（次条に規定する対象児童をいう。次項において同じ。）1人につき10万円（クーポンで支給を受けた場合は、その額を含む。）まで自ら受給していない者のうち、令和4年2月28日（以下「基準日」という。）までに離婚等をした者その他これらに準ずる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 令和3年9月分の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（以下「児童手当」という。）（法附則第2条第1項の給付を除く。以下同じ。）の受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者であって、申請日において本市の住民基本台帳に記録されているもの

(2) 基準日において高校生（平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童（婚姻した者を除く。）をいう。次項及び次条第2号において同じ。）を養育している児童手当の受給者又はこれに準ずる者であって、申請日において本市の住民基本台帳に記録されているもの

2 前項の規定にかかわらず、支援給付金は、基準日後に支給対象者が死亡した場合は、当該支給対象者が死亡した日の属する月の翌月分の当該支給対象者に係る法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童に係る児童手当の支給を受ける者又は当該支給対象者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずる者として適当と認められる者に支給する。ただし、基準日

後に支給対象者が死亡した場合において、既に当該支給対象者に対し支援給付金の支給が決定されている対象児童に係る支援給付金については、この限りでない。

- 3 前項本文の規定により支援給付金を支給されることとなる者が、当該者に対して支援給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合の当該支援給付金の支給については、同項本文の規定を準用する。この場合において、同項本文の規定中「支給対象者」とあるのは「この項の規定により支援給付金を支給される者」と読み替えるものとする。

(対象児童)

第3条 対象児童は、次に掲げる者とする。

- (1) 支給対象者に支給される令和4年3月分の児童手当に係る児童
- (2) 基準日において支給対象者に養育される高校生

(支給額)

第4条 支援給付金の支給額は、対象児童1人につき10万円とする。ただし、既に支給対象者が10万円に満たない給付金(クーポンで支給を受けた場合は、その額を含む。以下この条において同じ。)を自ら受給している場合又は対象児童に係る給付金を前養育者から受け取っていた場合若しくは前養育者が給付金を対象児童のために費消していた場合は、当該給付金の額を控除した額とする。

(申請及び支給の方式)

第5条 支給対象者が支援給付金の支給を受けようとするときは、市長が別に定める子育て世帯への臨時特別給付支援給付金申請書(第8条及び第9条第2項において「申請書」という。)を市の窓口を持参し、又は郵送することにより、市長に申請しなければならない。

- 2 支援給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、支給対象者が、児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、支援給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式により、支給対象者が、金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式により行う。

- (1) 児童手当等口座振込方式 基準日において市が把握する児童手当等の受給口座
- (2) 指定口座振込方式 支給対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 市の窓口において現金で支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し、支援給付金の対象となることを証する書類等を提出させ、又は提示させること等により、支給対象者の本人確認及び支給要件確認を行う。

(申請期限)

第6条 支援給付金の支給の申請期限は、市長が別に定める日までとする。

(代理による申請)

第7条 第5条第1項の規定による申請は、支給対象者が指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者に限り、代理により行うことができる。

(支給の決定)

第8条 市長は、第5条第1項又は前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、支援給付金の支給の可否を決定するものとする。この場合において、支援給付金の支給を行わないことを決定したときは、市長が別に定める様式により支給対象者にその旨を通知するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 第6条に規定する申請期限までに支給対象者から第5条第1項又は第7条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が、前条の規定により支援給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能その他支給対象者又はその代理人の責めに帰すべき事由により支給ができなかった場合において、市が確認に努めた上で、なお市長が別に定める日までに補正等が行われなときは、当該支援給付金の支給の申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、支援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により支援給付金の支給を受けた者があるときは、既に支給した支援給付金の返還を求めるものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援給付金の支給事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、支援給付金の支給を受けた者に係る第10条に規定する支援給付金の返還については、同日後もなおその効力を有する。